

## 徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第202号

### 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書公開請求

令和2年10月13日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「1. 県が保有管理する〇〇地区（〇〇）に関する、保安林（松）の管理図及び、現状を確認した直近の写真等の伺い含む書類 2. 保安林（松）の伐採した申請から許可書の経緯が分かる書類全部、（直近）から過去5年分 県土（〇〇）、農林水産部〇〇、農林水産部（〇〇）、にぎわいづくり課」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

令和2年10月27日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、「当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が存在しないため」とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

令和2年10月28日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

#### 4 諮問

令和6年3月5日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認したため。

#### 2 審査請求の理由

本来あるべき書類（R〇. 〇月〇日）事件不法投棄現場で、県（〇〇）〇〇代表〇〇、NPO〇〇 〇〇のメンバーが立会した中で確認しているので、伺い等の書類がある。又、草刈工事の契約書の中に、「桜と松等」損傷を与えないことと記載し、植樹に注意すること示しているから、桜とか松の位置（占用許可）等の書類があるので出せ。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

審査請求人が開示を求めている公文書は、保安林に関する書類のうち〇〇総合県民局農林水産部〈〇〇〉（以下「農林水産部〇〇」という。）において保有するもの（以下「本件公文書」という。）であると推察されるが、保安林に関する事柄については、農林水産部〇〇の所管事務外であることから、農林水産部〇〇は、本件請求に係る公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が存在しない。

以上のことから、農林水産部〇〇は、条例第12条第3項の規定により本件処分を行ったものである。

#### 第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内容
令和6年 3月 5日	諮問
令和7年 5月29日 第2部会（第23回）	審議
同 年 6月24日 第2部会（第24回）	審議

#### 第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

##### 1 本件事案の対象公文書について

審査請求人は、「あるべき書類」が存在する旨主張している。

これに対して、実施機関は、本件公文書を保有していないと説明しているため、以下、本件公文書の保有の有無について検討する。

##### 2 本件公文書の保有の有無について

実施機関の弁明によると、本件公文書は所管事務外であることから不存在であるとのことである。

徳島県事務決裁規程第11条の2には、「総合県民局長は、徳島県事務委任規則第8条及び第10条の規定並びに他の条例又は規則で定めるところにより委任された事務のうち、当該総合県民局長があらかじめ指定した事項を、それぞれ当該総合県民局長の部長又は当該総合県民局長が指定する職員に専決させることができる。」と

定められている。これを受けて制定された令和元年10月1日付け〇総第50145号「〇〇総合県民局における事務の決裁について（通知）」の別表2によると、〇〇総合県民局管内の保安林に関する業務は農林水産部〈〇〇〉林業振興担当が行っており、農林水産部〇〇では事務を行っていないことが認められる。

また、審査請求人は「あるべき書類」の存在についても主張しているが、具体的な内容や根拠が示されておらず、「あるべき書類」の存在をうかがわせる事情は確認できなかった。

以上により、本件公文書を保有していないとの実施機関の説明に不合理な点は認められない。

### 3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
綾野 隆文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風雲	弁護士	
榊本 久実	税理士	